

■子ども・子育て新制度について

◇新制度の概要

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律<整備法>」（いずれも平成24年8月成立）の子ども・子育て関連3法に基づく制度です。

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化から、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育ての一層の充実、③待機児童の解消のため、保育の受け入れ人数を増やす、④子どもが減少傾向にある地域の支援、などの取り組みを進めることを目的としています。

1) 子育てをめぐる現状と課題

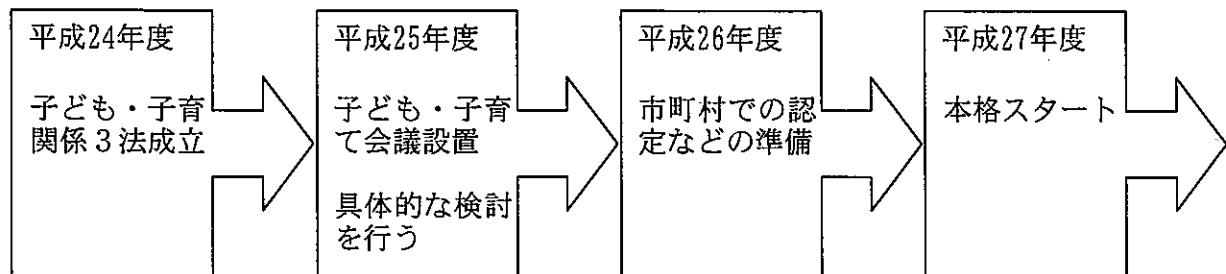
- ・急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率1.39）
- ・結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- ・子ども子育て支援が質、量ともに不足
- ・子育ての孤立感と負担感の増加
- ・深刻な待機児童問題
- ・放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- ・M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- ・質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- ・子育て支援の制度及び財源の縦割り
- ・地域の実情に応じた提供対策が不十分

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大の確保、教育及び保育の質的改善
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育を支援
 - ・教育及び保育の質的改善
- 地域の子ども子育て支援の充実

2) 新制度スタートまでの流れ

子ども・子育て支援新制度の実施には、消費税率引き上げに伴う財源が、約7,000億円充てられるとされています。

平成25年4月から、国に設置された「子ども・子育て会議」において具体的な検討が始まり、消費税の10%引き上げの時期を踏まえて、早ければ平成27年度を目途に新制度による支援が本格的にスタートする予定です。

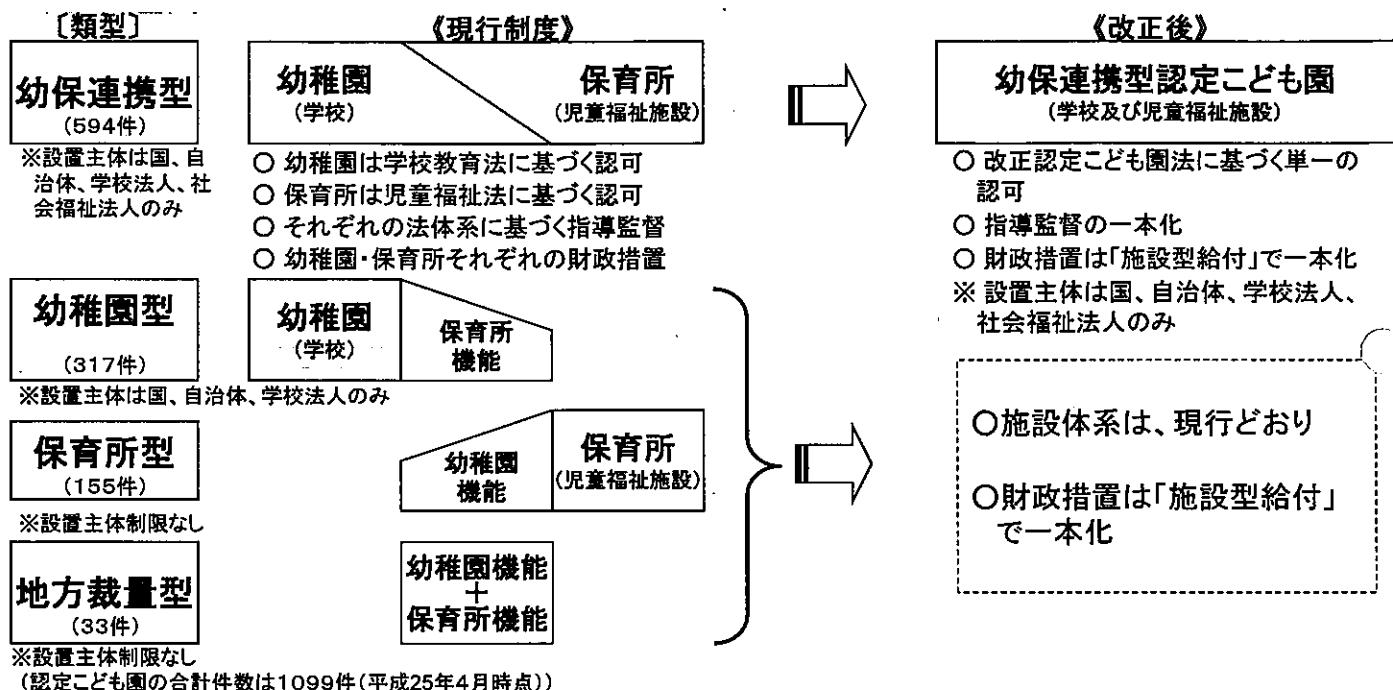


◇子ども・子育て新制度のポイント

1) 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられます。

※制度全体としては内閣府が所管（共管：文部科学省・厚生労働省）。



=全国の認定こども園の設置状況（平成25年4月1日現在）=

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	計
公営	136 (61.5)	8 (3.6)	76 (34.4)	1 (0.5)	221 (100.0)
民営	458 (52.2)	309 (35.2)	79 (9.0)	32 (3.6)	878 (100.0)
計	594 (54.0)	317 (28.8)	155 (14.2)	33 (3.0)	1099 (100.0)

・文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

=全国の幼稚園・保育所の設置状況（平成24年）=

	設置数	計	入園・入所人員	計
幼稚園	国立 49	13,170	5,930	1,604,225
	公立 4,924		283,327	
	私立 8,197		1,314,968	
保育所	公立 10,156	23,470	857,380	2,161,205
	私立 13,314		1,303,825	

・文部科学省・厚生労働省各調べ

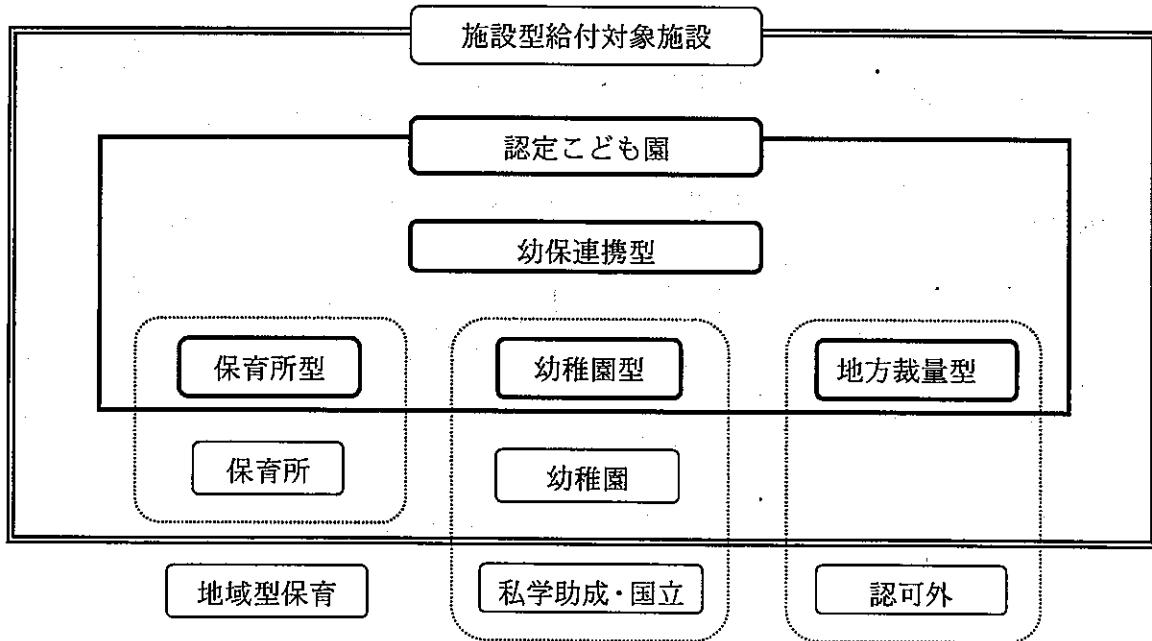
2) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設

- ① 現行制度において認定こども園は、幼稚園部分、保育所部分それぞれに財政措置がとられていましたが、「施設型給付」で一本化されます。
- ② 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型給付、事業所内保育といった多様な保育事業が地域型保育給付の対象として位置づけられます。

=給付・事業の全体像=

子ども・子育て支援給付 (個人に対する給付として実施するもの)	<p>◆施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none">・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 <p>◆地域型保育給付</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型給付、事業所内保育 <p>◆児童手当</p>
地域子ども・子育て支援事業	<p>◆利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等</p> <p>◆延長保育事業、病児・病後児保育事業</p> <p>◆放課後児童クラブ</p> <p>◆妊婦健診</p>

=施設型給付等の全体像イメージ=



=地域型給付=

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とする仕組みとなります。

- ・小規模保育：利用定員6人以上19人以下
- ・家庭的保育：利用定員5人以下
- ・居宅訪問型保育：ベビーシッター等
- ・事業所内保育：主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

3) 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等の充実）

- ① 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行います。
- ② 市町村において、地域の実情に応じた事業内容を検討します。

=主な地域子ども・子育て支援事業と事業内容・実績=

事業名	事業内容	実績
地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うものです。	全国：5,968か所（平成24年度）
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行うものです。	全国：7,656か所（平成24年度）
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものです。	全国：1,496市区町村（平成23年7月1日現在）
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。	全国：16,946か所（平成23年度）
病児・病後児保育事業	地域の病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。	全国：1,610か所（平成24年度）
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	全国：21,085か所 ・登録児童数：851,9493人（平成24年度）
妊婦健診	妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すことを目的としています。	—

4) 基礎自治体（市区町村）が実施主体

- ① 市区町村は地域のニーズに基づき計画を策定して、各種の給付や事業を実施します。
- ② 国や都道府県は、実施主体の市区町村を重層的に支える役割となります。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

附 則

（保育の需要及び供給の状況の把握）

第4条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

5) 子ども・子育て会議の設置

- ① 国に有識者、地方公共団体、事業主代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が参画する、子ども・子育て会議が設置されました（平成25年4月～）。
- ② 市区町村には、合議制機関設置の努力義務が課せられています。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

第61条

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならぬ

6) 社会全体による費用負担

消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提となります。

7) 政府の推進体制・財源を一元化

制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化し、財源を給付・事業に応じて一元化します。

◇新制度の施行準備に関する町の今後の作業等について（平成25年度）

1) 地方版「子ども・子育て会議」の設置

国では、既存の協議会等を活用することを可能としていることから、町では、次世代育成支援対策地域協議会を活用します。

平成25年6月に開催された町議会定例会において、次世代育成支援対策地域協議会条例を、より幅広く意見を聴かせていただけるよう委員数を拡充するなど改正しました。

2) 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定（～平成26年夏頃まで）

- ① 次世代育成行動計画の検証、課題抽出等
- ② 計画策定のためのニーズ調査の実施
 - ・小学生以下の児童がいる世帯へ次の需要量を見込むためアンケート調査を行います。

子ども子育て支援事業計画の必須記載事項

- 圏域の設定
- 幼児期の学校教育及び保育、地域子ども子育て支援事業に係る需要量の見込み
 - ・幼児期の学校教育、保育の需要、地域子育て支援拠点事業、一時預かり等、延長保育、病児及び病後児保育、放課後児童クラブ、妊婦健診の需要
- 幼児期の学校教育及び保育、地域子ども子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ・認定こども園等、地域型保育、地域子育て支援拠点事業、一時預かり等、延長保育、病児及び病後児保育、放課後児童クラブ、妊婦健診
- 幼児期の学校教育、保育の一体的な提供を含む子ども子育て支援の推進方策

◇平成25年度のスケジュール（予定）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	○	○	○	○	○	
次世代育成支援対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新委員委嘱 ・新制度説明 ・今後のスケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の実施方法の検討 ・次世代計画の検証等 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の報告及び検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の検討開始 		
ニーズ調査	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果取りまとめ ・道へ調査結果報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業量見込みの検討 ・事業量見込みを道へ報告 		

◇平成26年度に行う必要がある作業等について

- 1) 子ども・子育て支援事業計画策定
- 2) 地域型保育事業者の認可

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなりますことから、27年度当初に整備されるべき地域型保育事業について、認可を行うことが出来るよう基準に関する条例を策定し、事業者等に周知します。

- ① 小規模保育
- ② 家庭的保育
- ③ 居宅訪問型保育
- ④ 事業所内保育

3) 教育・保育施設等の運営基準（確認制度）

- ① 新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。
- ② 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子どもも、2号認定子どもも、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払います。
- ③ 運営基準については、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ条例を策定します。

認定区分

- 1号認定子どもも：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定子どもも：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定子どもも：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども } 保育を必要とする子ども

4) 保育の必要性の認定

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることから、26年度下半期以降、認定事務を行うことが出来るよう、支給認定基準に関する条例等を策定します。

5) 施設型給付等に係る利用者負担額の設定

新制度で創設される施設型給付及び地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされます。

- ・「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

市町村においては、国の定める公定価格を踏まえて、条例の制定等により利用者負担額を確定します。

6) 放課後児童健全育成事業の基準についての条例等の検討

新制度では、放課後児童クラブの設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたことから、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等の条例を策定します。

◇次世代育成支援行動計画との関係

「次世代育成支援行動計画」の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が平成27年3月31日までの時限立法であること、「子ども・子育て支援事業計画」の策定義務化に伴い、

「次世代育成支援行動計画」の策定が任意になったことから、「子ども・子育て支援事業計画」が「次世代育成支援行動計画」の後継計画の位置づけとなると考えられます。

しかしながら、子ども・子育て支援法附則第2条第2項に、平成27年度以降の「次世代育成支援対策推進法」の延長について検討を加えるという規定があり、また「次世代育成支援行動計画」に定められている事項がすべて「子ども・子育て支援事業計画」で定めるべき事項とされていると現時点では判断できません。

◇幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例（改正後）

（設置）

第1条 幕別町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、幕別町次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に規定する計画の推進に関すること
- (3) 子どもの権利に関すること
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の推進のために必要なこと。

（組織）

第3条 地域協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子育て支援関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保健福祉関係者
- (5) 商工団体に属する者
- (6) 公募による者

3 略

第4条～第7条 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例第3条第1項の規定により新たに委嘱される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成27年7月2日までとする。